

「平成30年台風第21号」における本市の災害対応に係る総括について

平成31年1月

行財政局防災危機管理室

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	平成 30 年台風第 21 号における災害対応の総括.....	2
1	気象概要	2
2	本市における気象の状況.....	3
(1)	風の状況.....	3
(2)	雨の状況.....	3
3	災害対応の状況	3
(1)	職員の参集	3
(2)	市災害対策本部の運営	3
(3)	避難勧告等の発令及び市民周知	3
(4)	市立学校の休校等の措置	4
(5)	関係機関との連携	4
(6)	京都市内の主な被害状況（平成 30 年 12 月末現在）	4
4	これまでの経験等を踏まえた主な取組.....	8
(1)	災害発生に備えた事前準備について	8
(2)	市民生活に係る対応について	8
(3)	関係機関との連携について	9
5	課題と改善策	10
(1)	職員の参集体制.....	10
(2)	災害対策本部の活動体制	10
(3)	被害等の情報収集	10
(4)	市災害対策本部への被害報告	11
(5)	各部等間の連携.....	12
(6)	関係機関との情報共有及び連携	12
(7)	防災活動拠点となる庁舎等の被災.....	13
(8)	各所管施設の点検パトロール.....	13
(9)	被災者支援対応.....	14
(10)	その他市民等への対応、情報提供等	14
(11)	道路啓開作業等	14
(12)	風害対策について	15
(13)	停電対応（関西電力との連携等）について	16
	（参考）関西電力「台風 21 号対応検証委員会報告」の概要（平成 30 年 12 月 13 日発表）	18
(14)	その他	20
第 3	まとめ	21

第1 はじめに

平成30年は、6月18日午前7時58分に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）をはじめ、7月豪雨や台風第21号等の襲来により、本市において人・建物・文化財・農作物等、大規模な被害が発生した。

大阪府北部地震及び7月豪雨に関しては、早急に本市の災害対応における課題と改善策を総括して取りまとめ、全庁を挙げて、課題解決に向けて取り組んでいるところである。

今年度、本市には4つの台風（第12号、第20号、第21号及び第24号）が接近、上陸し、被害を及ぼしたが、その中でも第21号は、他の台風とは異なり、戦後最大となる最大瞬間風速39.4m/sを観測するなど、いわゆる「暴風」が特徴であった。被害としては、人的被害33人、住家被害が7千棟を超え（平成30年12月末時点）、また、市内で最大約9万軒の停電が最長17日間にわたるなど、市民生活に大きな影響を及ぼした。

これまで、自然災害に対する本市の防災対策は、主に「地震」、「水害」、「土砂災害」を想定してきたが、台風第21号により、「風害」という新たな課題が突き付けられた。風については詳細な予測が困難であること等から、京都市地域防災計画（一般災害対策編）には、暴風等に対する避難勧告等の発令や指定緊急避難場所の開設の在り方等について定めておらず、また、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」においても、「風」に対する基準は定めていない。そのため、暴風に見舞われる中、これらに基づく避難勧告等を発令することはなかったものの、各地域における独自の判断によって48箇所ですべて自主的に避難する場所（以下「自主避難先」という。）が開設され、最大181人の市民が避難する等により、尊い人命が失われる被害が発生しなかったことは、京都が誇る優れた「地域力」、「人間力」が各地域で発揮され、行政機関と連携して臨機応変に対応を行った結果である。

なお、続く台風第24号（9月30日～10月1日）接近時には、台風第21号での教訓を踏まえ、倒木等による道路の寸断や停電の発生に備えて、風が強まる前に北部山間地域を中心に指定緊急避難場所等25箇所を開設した後、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するという臨時的措置を採った（その他32箇所の自主避難先が開設された。）。幸い、同台風の進路が若干南に逸れたため、大きな被害を及ぼすまでには至らなかったが、今後想定される同様の事態に迅速、的確に対応していくためには、台風第24号接近時における臨時的措置を参考として、予測が困難な暴風に対する避難勧告等の発令や指定緊急避難場所の開設の在り方について、検討を行っていくことが必要である。

他方、台風第21号では、大規模停電の発生とともに、その復旧や復旧の見通しに係る広報等にも大きな課題が生じる結果ともなった。

そのため、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）に対して、停電が長期間にわたったことに関する対応の総括と、災害時における早期復旧に向けた具体策の構築について強く申入れを行い、先般、同社により改善策等がとりまとめられたところである。

また、一部の地域においては、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）が管理する電柱の損壊、復旧遅延等も停電の発生、長期化の一因となっている。こうした実情を踏まえ、改めて関係機関と連携した停電の早期復旧はもとより、停電時における緊急措置としての代替電源の確保や、情報伝達、広報活動等の対応について検討していくことも必要である。

先の「大阪府北部地震」及び「7月豪雨」への対応に係る総括に加え、今回の総括を踏まえた課題解決にも全庁を挙げて早急に取り組み、防災・減災対策の一層の充実強化に努めていく。

第2 平成30年台風第21号における災害対応の総括

1 気象概要

「平成30年台風第21号」は、8月28日午前9時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30日午後3時には「非常に強い」勢力となり、31日午前9時にはマリアナ諸島付近で「猛烈な」勢力に発達した。その後、高知県を暴風域に巻き込みながら北上し、「非常に強い」勢力を保ったまま、9月4日正午頃、徳島県南部に上陸、その後も北に進み、午後2時頃には兵庫県神戸市付近に上陸し、午後3時には日本海へ抜けた。台風が「非常に強い」勢力を保ったまま日本に上陸したのは、平成5年台風第13号以来である。

この台風により、京都府では4日正午過ぎから暴風となり、京都市中京区で最大瞬間風速39.4メートル、最大風速21.8メートルを観測した。京田辺市及び南丹市においては、最大瞬間風速、最大風速の記録を更新した。

(本市における気象警報・注意報及び活動体制)

発表日時		警報				注意報			本市の活動状況
		大雨 (浸水)	大雨 (土砂)	洪水	暴風	大雨	洪水	強風	
9月3日(月)	19時18分							●	災害対策本部 (※2 地震に伴う平常体制)
9月4日(火)	6時15分				●	●			災害対策本部 (第1号体制)
〃	10時14分	●	●	●	●				
〃	17時58分		●	●	●				
〃	18時53分		●	●				●	
〃	20時55分		●				●	●	
〃	21時29分	●	●	●				●	
〃	23時21分		●				●	●	
9月5日(水)	4時10分					●			災害対策本部 (※2 地震に伴う平常体制)
〃	10時15分	すべての警報、注意報が解除							
9月6日(木)	20時24分					●			災害対策本部 (第1号体制)
9月7日(金)	22時40分		●				●		
〃	23時23分	●	●	●					
9月8日(土)	5時53分		●	●					
〃	10時57分		●				●		
〃	11時52分		●						
〃	16時15分					●			災害対策本部 (※2 地震に伴う平常体制)
9月9日(日)	16時10分	●	●						災害対策本部 (第1号体制)
9月10日(月)	7時48分		●						
〃	17時35分					●			災害対策本部
9月11日(火)	9時33分	すべての警報、注意報が解除							(※2 地震に伴う平常体制)

※1 9月3日(月)から5日(水)まで(太枠内)が台風第21号による気象警報。被害報告は、その後の11日(火)の大雨警報に伴うものまでをまとめて集計しているため、同日までの状況を掲載している。

※2 「地震に伴う平常体制」とは、大阪府北部地震に伴い継続設置している災害対策本部のこと。

2 本市における気象の状況

(1) 風の状況

9月4日午前6時15分に暴風警報が発表され、同日午前8時前から最大瞬間風速10メートルを超えるやや強い風となり、正午過ぎからは同20メートルを超える非常に強い風、更に、午後2時台は、同39.4メートルを記録するなど、最大瞬間風速の平均が35メートルを超える猛烈な風となった。その後、午後4時頃までは、最大瞬間風速の平均が20メートルを超える非常に強い風が吹き続き、午後6時台になってようやく同10メートル以下の風となった。

9月4日の昼間をピークに、朝から夕方にかけて強風・暴風が吹き続くという状況であった。

(2) 雨の状況

9月4日午前10時14分、大雨（浸水害・土砂災害）・洪水・暴風警報の発表後、徐々に雨量が増えはじめ、午後2時台には、左京区花脊での最大時間雨量59.5mm、左京区峰床山での42.5mmをはじめ、一気に本市域の各観測地点で20mmを超える雨量を観測したが、午後3時台以降は、全市的に10mm以下となった。その後、午後8時～9時台に再び、西京区檜原での最大時間雨量38.5mm、左京区修学院での同36.5mm等、一部の地域で20mmを超える雨量を観測される状況はあったが、その後は、全市的にほぼ雨量を観測されることはなかった。

4日から5日にかけての警報発表期間中の総雨量としては、左京区修学院での96.0mmが最も多く、続いて、同区花脊の84.5mm、西京区檜原の81.5mm等となっている。

9月4日の昼間に、短時間に集中的な豪雨が降るという状況であった。

3 災害対応の状況

(1) 職員の参集

9月4日午前6時15分の暴風警報の発表に伴い、災害対策本部を設置し、第1号体制による各部等の人員体制とした。

(2) 市災害対策本部の運営

市災害対策本部事務局である防災危機管理室では、暴風警報の発表に伴い、職員の半数を召集し、1時間半後には対象人員全員が出揃い、対応を行った。

(3) 避難勧告等の発令及び市民周知

9月4日午後2時台に左京区花脊で最大時間雨量59.5mmを観測する等、一気に雨足が強まり、午後3時45分に左京区広河原学区に土砂災害に関する「避難勧告」を発令した。

その後は、急激に雨足が弱まり、一時期、一部の地域で20mmを超える降雨はあったものの、避難情報を発令する基準（河川及び土砂災害）に到達することはなく、避難情報の発令はこの時だけであった。

一方、暴風に見舞われる中、多くの市民に不安が広がり、各地域における独自の判断に

よって、48箇所自主避難先が開設され、最大181人が避難を行った。

この避難が、「避難勧告」等の発令によるものではなく、自主避難となったのは、現状、暴風に対する避難情報の発令に関する基準等が整備されていないためである。

(4) 市立学校の休校等の措置

9月4日午前6時15分に暴風警報が発表されて以降、すべての警報・注意報が解除となった11日午前9時33分まで、断続的に警報・注意報が発表及び解除されたことから、次のとおりの措置を採った。

種 別	9月4日 (火)	9月5日 (水)		9月6日 (木)		9月7日 (金)		9月10日 (月)	
	休校(終日) ※全市一律	休校 (終日)	短縮 授業	休校 (終日)	短縮 授業	休校 (終日)	短縮 授業	休校 (終日)	短縮 授業
幼稚園	15園	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	159校	9校	2校	3校	1校	3校	1校	3校	—
中学校	67校	3校	—	1校	—	1校	—	1校	—
小中学校	6校	2校	1校	1校	1校	1校	—	—	1校
高等学校	9校	—	—	—	—	—	—	—	—
総合支援学校	8校	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	264校・園	14校	3校	5校	2校	5校	1校	4校	1校

(5) 関係機関との連携

暴風での倒木等による大規模停電については、その発生とともに、復旧や復旧の見通しに係る広報等にも大きな課題が生じる結果となったが、復旧に当たっては、本市から関西電力に対し、病院や高齢者等の入居施設、山間部での拠点となる区役所出張所や消防出張所等、優先して復旧すべき箇所や施設を適宜示しながら作業を進める等、連携を図った。また、地域と土木事務所が一丸となり、関西電力とも連携して、倒木の除去等、道路の通行止めの解消に向けて全力で取り組み、復旧作業の迅速化にも全面的に協力を行った。

さらに、山間部の停電が長期化する地域に対して、関西電力がポータブル発電機の貸与を実施する際には、本市が各地域の具体的ニーズの把握、調整を行う等、連携して取り組んだ。

(6) 京都市内の主な被害状況（平成30年12月末現在）

ア 人的被害

歩行中の転倒による重傷者1名、飛来物による切傷、風による転倒での打撲等の軽傷者32名

イ 建物被害

(ア) 住家

全壊4棟、半壊18棟、一部破損7,093棟、床上浸水2棟の合計7,117棟

(イ) 非住家

全壊6棟、半壊3棟、一部破損467棟（公共建物19棟、その他の建物448棟）の

合計 476 棟

ウ 道路被害

道路の通行止め 58 件（倒木 50 件，渡月橋の欄干倒壊 1 件，その他 7 件）

エ ライフライン被害

(ア) 電気

市内で最大約 9 万軒，最長 17 日間（9 月 4 日～20 日）に及ぶ停電

(イ) 水道

北区，左京区，右京区，西京区及び伏見区において，停電による断水

(ウ) 下水道

京北地域，山間地域において，停電によりマンホールポンプが停止

(エ) ガス

ガスの供給停止等の被害は発生しなかった。

(オ) 携帯電話の通信障害

本市整備の携帯電話基地局 30 箇所のうち，左京区の 2 箇所で通信障害

(カ) 地上デジタル放送の通信障害

共聴施設（民設）により地上デジタル放送を受信している久多，花脊，広河原地域及び京北地域の一部において，テレビが視聴できない被害が発生。

(キ) 市バス

a 運行状況

9 月 4 日午後 1 時 45 分以降，全便運行の見合わせを行い，同日午後 4 時 45 分以降，順次運行を再開した。

b 施設被害

バス車両でガラス破損 3 件，停留所でテント破損・広告落下・標識柱転倒等 11 件，営業所等で倒木・雨漏り等 7 件

(ク) 地下鉄

a 運行状況

(a) 烏丸線

9 月 4 日は次のとおりの対応を行い，翌 5 日始発から近鉄京都線の相互乗入れを含めて通常運転を再開した。

- ・ 午前 8 時 24 分～ 地下鉄の近鉄線乗出しを中止
- ・ 午前 9 時 58 分～ 近鉄京都線の地下鉄線乗入れを中止
- ・ 午後 2 時 45 分～午後 4 時 31 分 「くいな橋～竹田」間の運転を見合わせ
- ・ 午後 3 時 41 分～午後 5 時 51 分 間引き運転開始（5 往復運休）

(b) 東西線

9 月 4 日は次のとおりの対応を行い，翌 5 日始発から京阪京津線の乗入れを含めて通常運転を再開した。

- ・ 午前 11 時 45 分～ 地下鉄の京阪京津線乗出しを中止
- ・ 午前 11 時 04 分～ 京阪京津線の地下鉄線乗入れを中止

b 施設被害

隣接ビルの扉故障, サインパネル外れ, 天井ボード剥落等 4 件

オ 農林等被害

(ア) 農作物

柿, ぶどう, ネギ, キャベツ, 小松菜, なす等, 合計 43.36ha

(イ) 農地

畦畔の崩壊 3 件

(ウ) 農業用施設

倉庫・ビニールハウス・取水施設の破損等 236 件

(エ) 森林

543 箇所倒木

(オ) 林業用施設

林道への倒木等 87 件

(カ) 山腹崩壊

山林斜面の崩壊 1 件

カ 文化財関係被害

(ア) 有形文化財

a 国宝(建造物)

強風等による檜皮のめくれ, 瓦の一部落下・破損等 11 件

b 重要文化財(建造物)

瓦の落下・破損, 屋根銅板破損, 檜皮のめくれ・破損, 建具・天井の破損, 漆喰壁剥落等 81 件

c 国登録文化財(建造物)

屋根, 建具, 瓦の破損等 8 件

d 市指定・登録文化財(建造物)

瓦屋根破損, 拝殿倒壊, 漆喰壁の一部剥落等 15 件

e 国宝及び重要文化財(美術工芸品)

屋根破損, 強風等による檜皮のめくれ等 6 件

(イ) 記念物

a 史跡及び名勝

倒木, 渡月橋の欄干倒壊等 4 件

b 史跡

倒木, 本殿・拝殿倒壊, 瓦落下等 22 件

c 市指定史跡

倒木, 檜皮屋根・塀破損等 3 件

d 市登録史跡

倒木 1 件

e 名勝

土塀破損, 倒木等 10 件

- f 天然記念物
 - 倒木 1 件
- g 市指定天然記念物
 - 大枝落下 1 件
- (ウ) 重要無形民俗文化財
 - 専用舞台破損 1 件
- (エ) 市環境保全地区
 - 倒木, 屋根破損等 6 件
- (オ) その他建物
 - 屋根瓦飛散, トイレ・フェンスの倒壊 2 件

キ スポーツ施設被害

体育館, 運動公園等において, 倒木や屋根材, フェンスの一部破損等 40 件

ク 公園樹及び街路樹被害

- (ア) 公園樹
 - 倒木・傾木 2,940 本, 枝折れ 2,786 本
- (イ) 街路樹
 - 倒木・傾木 1,128 本, 枝折れ 5,717 本

ケ 文教施設被害

- (ア) 学校施設
 - ガラス破損や屋根材飛散等の一部破損 158 件 (小学校 85 件, 中学校 35 件, 小中学校 5 件, 高等学校 8 件, 総合支援学校 7 件, 閉校施設 17 件, 大学 1 件)
- (イ) 幼稚園
 - ガラス破損や倉庫屋根破損等の一部破損 3 件
- (ウ) その他 (図書館, 青少年科学センター等)
 - ガラス破損や屋根破損等の一部破損 10 件

コ 医療施設被害

- (ア) 病院
 - ガラス破損等の一部破損 4 件
- (イ) その他
 - 京都市衛生環境研究所において, ガラス破損の一部破損 1 件

サ 福祉施設等被害

- (ア) 高齢者福祉施設
 - 屋根・柵破損等の一部破損 17 件
- (イ) 障害者福祉施設
 - ガラス・屋根・扉等の一部破損 26 件
- (ウ) 児童福祉施設等
 - ガラス・屋根・フェンス破損等の一部破損 194 件
- (エ) その他総合福祉施設
 - 屋根瓦・天井の金属片落下等の一部破損 2 件

- (オ) その他（墓地，キャンプ場，動物愛護センター等）
屋根・フェンス破損，墓石倒壊等の一部破損 12 件

4 これまでの経験等を踏まえた主な取組

(1) 災害発生に備えた事前準備について

環境政策部では，あらかじめ災害発生時における家庭ごみの収集体制等に関する検討を行うとともに，災害発生後は，事前の準備を活かして計画的な活動を行うことができた。

子ども若者はぐくみ部では，台風の進路や見通しを踏まえ，あらかじめ所管する施設に対して運営に係る対応方針を示したことにより，施設及び利用者の混乱を未然に防ぐことができた。

消防部では，台風の勢力や特徴を踏まえ，体制の増強に際して，あらかじめ定められた人員体制を柔軟に変更させることにより，適切な災害対応を行うことができた。

(2) 市民生活に係る対応について

ア 廃棄物の特別収集

環境政策部では，災害発生後，暴風により飛来した廃棄物の処理，取扱いについて速やかに周知するとともに，市民等からの問合せや要請に応じて，2,600 件を超える飛来物等の特別収集を行った。特に，これまでの災害時に多量の廃棄物が発生し，特別収集等を行った地域や災害による被害を受けやすい地域については，災害発生後，現地調査を行い特別収集を行うなど，これまでの経験を活かした対策を講じることができた。

イ 停電対応

環境政策部では，各区役所・支所を通じて，停電が長期化している地域に対し，電源車として FCV（燃料電池自動車）を活用できる旨の周知を行い，要請のあった地域へ速やかに貸出しを行う等，区役所・支所と連携した支援を行うことができた。

北区，上京区，中京区，南区，右京区，洛西支所，伏見区及び深草支所の災害対策本部では，各学区の自主防災会長との連携に基づき得られた情報や，区民からの電話での問合せ等から得た情報を関西電力に提供することにより，早期復旧のための支援を行った。

伏見区災害対策本部では，停電の発生源となる倒木の除去について，関西電力による作業の見通しが立たなかったことから，関係機関や地元自主防災会と連携し，周辺住民の安全確保，停電により水道が使用できない世帯を対象とした自主避難先を開設したうえで，倒木所有者の迅速な除去作業を支援するなど，停電復旧の早期化に努めた。

ウ 市民への情報提供等

文化市民部では，市民からの問い合わせ対応記録を作成し，職員間で共有することにより，対応の迅速化に努めた。

北区災害対策本部では，台風による被害情報等について，コミュニティ FM 放送及び区役所ホームページ・SNS によるタイムリーな広報活動に努めた。

左京区災害対策本部では，花脊出張所において，独自に「かわら版」を作成し，住民に災害の復旧状況等の情報を発出した。

南区，右京区，西京区，洛西支所及び伏見区災害対策本部では，自主避難先の開設準備の参考として活用していただくため，台風の今後の動き等の情報を自主防災会長等に早期に提供した。

エ 危険家屋への対応

都市計画部では，台風の接近状況を踏まえ，事前に危険家屋の所有者等への注意喚起を行った。

また，台風等の影響による危険家屋に関する通報に対しては，区役所や土木事務所と連携して現地調査を行い，即座に危険が及ぶ可能性のある緊急性の高いものについては，カラーコーン，貼り紙等による注意喚起や，職員が可能な範囲で瓦の撤去等を実施した。

〔参考〕9月の通報件数は，管理不全空き家が226件（前年度の年間通報件数の約半分），居住中のものが71件（同約2.2倍）であった。

オ 要配慮者支援

各区災害対策本部においては，区役所内における要配慮者支援を行う各部署と災害情報の共有を図ることで，迅速な対応を行える体制を整えた。

北区及び右京区災害対策本部では，孤立が予想された北部山間地域において，地域住民，地域包括支援センター，介護事業所及び区役所が連携し，要配慮者の事前避難や自主避難先への移送を円滑に実施することができた。また，区役所で把握している人工呼吸器装着者に，停電に伴う不具合が生じていないか状況確認を行った。

左京区災害対策本部では，花脊地域において，台風通過後に保健師が高齢者宅を訪問し，3日間で約40名と面談を行い，健康状態の確認と支援を行った。

カ 自主防災活動

風に対する避難勧告等の発令基準を定めていないため，本市からこれに基づく避難勧告等を発令することができなかったが，各地域における独自の判断によって48箇所の自主避難先が開設され，最大181名の市民が避難した。これらの対応は，これまで実施してきた訓練や研修等，市民の自主的な防災活動の成果である。今後も，本市と自主防災会等とが連携し，地域を挙げた取組を進化させていく。

キ リ災証明申請受付業務等

7,000棟を超える建物被害が発生したため，り災証明書の申請や被災者住宅再建等支援制度に基づく相談，申請等が各区役所・支所地域力推進室に集中したため，各区役所・支所と調整したうえで，臨時的任用職員を配置し，対応した。

(3) 関係機関との連携について

平成29年台風第21号を教訓に，関西電力との連絡体制について整備を行っていたが，今回の台風では，未曾有の暴風による災害となり，関西電力の情報収集能力の限界を超え，この体制が機能しなくなった。そのため，関西電力から市災害対策本部に技術部門のリエゾン（情報連絡員）を派遣してもらい，密に情報共有することで，その後の建設局が行う道路啓開と，関西電力による停電復旧の調整を行うことができたため，とりわけ初動においては，比較的スムーズに作業を実施できた。

5 課題と改善策

(1) 職員の参集体制

- 暴風警報の発表が、平日の午前6時15分であったことから、各部等の職員は参集できたが、公共交通機関の遅延・途絶により、出勤の遅れや、市外在住の職員が参集できない所属が一部にあった。
- 山間部の区役所出張所において、倒木等による道路通行止め、長引く停電対応のため、帰宅等が一時的に困難となった職員がいた。

(主な改善策)

- 近年、市内で頻発する災害状況を踏まえ、速やかに職員が参集できるよう、職員の市内居住の更なる促進に努める。
- 災害発生時の参集時間（住所地）を考慮した、区防災担当職員の配置を検討する。
- BCP（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して、計画の再徹底を図る。

(2) 災害対策本部の活動体制

- 災害対応を行った9月4日及び5日は平日であったため、第1号体制による災害対応と並行して通常業務も行う必要があったが、停電の規模や復旧の見通し、飛来物の処理等の災害に関する市民からの問い合わせが集中し、市災害対策本部及び区・支所災害対策本部ともに通常業務との両立に支障を来した。
- 山間部の自主避難先を開設する学区を想定して第2号体制とする等、独自に職員活動体制を増強する区災害対策本部もあった。

(主な改善策)

- 災害対応時における通常業務の在り方等を整理し、災害対応と通常業務を両立できる体制を構築する。
- BCP（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して、計画の再徹底を図る。（再掲）
また、大規模災害により、通常業務の実施が困難となる場合は、速やかにBCP（業務継続計画）を発動し、「大規模災害モード」へ移行する等の仕組みを検討する。

(3) 被害等の情報収集

- 一部損壊など多数の小規模被害や、広範囲に及ぶ倒木など、被害情報の収集に時間を要した。
- 9月4日、最大瞬間風速の平均が35メートルを超える暴風となった午後3時頃には救急事故が多発し、119番通報が殺到したことから、消防部において救急隊等の増強を行ったが、区・支所災害対策本部への人的被害の報告に遅延が生じた。
- 山間部を中心に、停電や通信の途絶が一週間を超えることを想定した設備体制となっていなかったことから、区役所出張所との情報共有が円滑にできなかった。
- 関西電力における停電情報システムのダウンにより、同社自身が正確な状況を全く把握できない状態が長時間継続し、本市への正確な情報提供がなされない状態が続いた。

加えて、市災害対策本部及び区・支所災害対策本部から関西電力に対して、再三にわたり問い合わせを行ったが、同社からは、停電状況や復旧の見通し等の情報提供がなかったり、同社の問い合わせ受付電話の不通状態が続いたことなどから、市民の問い合わせに対して、十分な情報提供ができず、停電に加えて、復旧の見通しが立たない事態となった。その結果、市災害対策本部及び区・支所災害対策本部にも停電に関する問い合わせや苦情が殺到し、災害活動体制に混乱が生じる事態となった。

(主な改善策)

- 山間部等での広範囲な被害を迅速に把握するため、ドローンなどの活用を推進する。
- 台風の接近による風の影響等で、救急事故の多発が予測される場合は、あらかじめ救急隊の増隊の検討を行う等、消防部の体制強化を図る。
- 山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないように、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。
- 関西電力が「台風 21 号対応検証委員会報告」において、『①停電の早期復旧』、『②お客様対応』、『③自治体との連携』の 3 つの観点から示した改善策の迅速、着実な実施はもとより、引き続き、更なる対策の強化や社内連携体制の強化について、強く要請していく。本市としても、関係機関と連携し、復旧及び情報提供等の停電対応体制の強化を図る。

(4) 市災害対策本部への被害報告

- 被害情報については、入手段階で、被害の程度等、詳細な情報入手が困難な場合もあり、報告に当たって、速報性又は正確性のどちらを優先すべきか判断に混乱が生じ、その結果、各部等から市災害対策本部への報告の精度及び時期等に差異が生じた。
- 区・支所災害対策本部の職員が、電話対応等の市民応対に追われ要員不足となり、被害報告に遅延が生じた。
- 被害種別等により、取りまとめを行う部等をあらかじめ定めているが、被害内容によっては、各部等で適切に判断ができず、報告漏れや内容の重複、齟齬等が生じた。
- 停電により、固定電話や F A X 等が使用不能となり、報告に支障が生じた。

(主な改善策)

- 各部等は、被害情報の収集先となる関係団体等と、平常時から連絡体制等について確認しておくなど、更なる連携を図る。また、市災害対策本部は、報告において、速報性や正確性などの重視すべき点をあらかじめ指示し、情報の統制を図る。
- 区総体での災害体制の確立を基本としつつ、なお人員が不足する場合は、本庁からの応援職員や、交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。また、災害対応時の通常業務の在り方を整理し、災害対応と通常業務を両立でき、特定の部署に業務が集中しない体制を構築する。
- 市災害対策本部に対する報告に際し、報告様式、内容、担当部の見直しを行う等、報告に遅延や報告内容の齟齬が生じないよう対策を講じる。
- 山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないように、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。(再掲)

(5) 各部等間の連携

- 各部等間において、適切な時期に情報共有がされず、また、共有された内容に正確性を欠く等により、その後の対応に支障が生じた。
- 文化財、文教施設、医療施設及び福祉施設等の建物被害について、区・支所災害対策本部への迅速な情報提供の必要があった。
- 災害発生現場に向かう際に、全面通行止め等の道路通行情報が十分でなかったため、途中で引き返す必要が生じる等、現場到着に時間を要するケースがあった。

(主な改善策)

- 各部等間での迅速、正確な情報共有を再徹底するほか、必要に応じた各部等間でのリエゾン（情報連絡員）派遣等を含め、更なる連携体制の強化を図る。
- 情報共有は災害対応に欠かせないことから、市総体で、人的・建物被害等の各情報を速やかに共有できる仕組みを再構築する。その際、平成30年12月10日に締結したLINE株式会社との包括連携協定も踏まえ、「LINE」の活用を検討する。
- 各部等で知り得た道路交通情報は速やかに関係部に報告することを徹底し、ホームページや被害報告書により、迅速に情報共有を図る。

(6) 関係機関との情報共有及び連携

- 停電復旧に当たり、関西電力とは、同社から市災害対策本部にリエゾン（情報連絡員）が派遣される等、情報共有に努めたが、NTT西日本等の他のライフライン関連機関とは不十分であり、それが一部地域において停電長期化の一因となった。また、共聴施設（民設）によりテレビ放送を受信している山間部地域の一部では、共聴施設の損壊により、停電が復旧してもテレビが視聴できない状態があった。

- 停電時における非常用発電機の配備等，災害時応援協定締結事業者との事前協議，準備が十分ではなかったこと等から，応急対応の実施に時間を要した。
- 倒木による停電の影響で一部地域で断水し，関係局で応急給水措置を採ったが，断水の情報が関係機関と共有できていなかった。

(主な改善策)

- 災害の状況に応じて，各ライフライン関連機関から市災害対策本部事務局にリエゾン（情報連絡員）を派遣する等，情報共有を図りながら相互に連携し，効率的，効果的な対応ができる体制を構築する。
- 災害時に，協定締結事業者の持つ資源やノウハウ等を活かし，迅速に効果的な対応が行えるよう，平常時から各事業者との連携強化を図る。
- 情報共有は災害対応に欠かせないことから，市総体で，人的・建物被害等の各情報を速やかに共有できる仕組みを再構築する。その際，平成30年12月10日に締結したLINE株式会社との包括連携協定も踏まえ，「LINE」の活用を検討する。（再掲）

(7) 防災活動拠点となる庁舎等の被災

- 複数の庁舎等において，ガラスの一部破損，ガレージシャッターの破損及び吊看板の落下等の被害が生じた。
- 想定外の風害に伴う停電により，山間部を中心とした区役所出張所等において，業務の遂行に重大な支障が生じた。

(主な改善策)

- 各庁舎等において，施設改修又は修繕を行うとともに，災害発生が予測される場合は，事前の風害対策を施す。
- 山間部の区役所出張所等の拠点施設について，停電時でも業務に支障を来すことがないように，非常用発電機を配備する。また，電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し，防災無線の活用や，衛星携帯電話の配備等，非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては，民間企業との災害時応援協定等を活用した，停電時における業務継続体制の確保を図る。（再掲）

(8) 各所管施設の点検パトロール

- 台風通過時に職員が所管施設の現地確認に向かったが，職員用の雨具等を常備していなかったため，職員の安全確保の点で課題があった。
- 山間部では発災直後，多数の倒木により現地パトロール・調査が困難になり，災害情報の把握に時間を要した。

(主な改善策)

- 所管施設に被害が予測される災害に備え，平時から災害対応のための装備品を配備し，その確認を行う等，職員の安全管理の徹底を図る。
- 市災害対策本部事務局に集まる各部等の情報や，地元，関係機関からの情報を能動的に把握・共有するとともに，ドローン等を活用する。

(9) 被災者支援対応

- り災証明発行に際し、国が定める被害の認定基準が複雑なうえ、今回の被災事例も多様であったことから、事前に整備していたマニュアルで判断できないが多かった。
- 被災者住宅再建等支援制度について、制度適用決定後、ホームページでは直ちに広報を行ったが、案内ビラの回覧による周知については、時間を要した。
- これまでにない大規模で多岐にわたる被害の発生に伴い、事例ごとに制度適用を検討する必要があったため、それらの整理、各区役所・支所への周知が必要となり、受付等の対応で混乱が生じた。

(主な改善策)

- り災証明における被害の認定業務を円滑に行うため、これまでの災害での判断に係る事例集の作成や研修等を実施する。
- 被災者住宅再建等支援制度をはじめとする各種支援制度の適用に際しては、本市ホームページの他、案内やビラ等を活用して回覧を行うなど、速やかな周知に努める。
- 区役所・支所の担当職員が、各種の支援制度を理解し、円滑に対応できるよう、各マニュアル等を充実し、丁寧な制度、取扱いの周知に努めるとともに、研修等による習熟を図る。

(10) その他市民等への対応、情報提供等

- 区・支所災害対策本部には、「り災証明発行」や「被災者住宅再建等支援制度」、「所有者不明飛散物の処理方法」、「被災家屋の応急処置依頼」、「停電の復旧見込み」等、多種多様な問い合わせが集中したため、地域力推進室総務・防災担当以外の職員も対応する等、通常業務との両立に支障を来した。また、これらをすべて同じ窓口で受け付けるため、来庁される市民に混乱が生じた。
- 停電が長期化したことにより、気象警報解除に伴う第1号体制解除後も、24時間体制で対応する必要があった。

(主な改善策)

- 一般的な質問への対応をコールセンターに集約するとともに、り災証明・各種支援制度に関する「よくある質問」を市ホームページに掲載する。
- 「飛散物の処理の仕方」や「関係部署の連絡先」について、市民しんぶんや広報媒体の配布等により事前に周知する。
- 区総体での災害体制の確立を基本としつつ、なお人員が不足する場合は、本庁からの応援職員や、交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。また、災害対応時の通常業務の在り方を整理し、災害対応と通常業務を両立でき、特定の部署に業務が集中しない体制を構築する。(再掲)

(11) 道路啓開作業等

- 今回の台風において、街路樹の倒木や傾木が1,128本、枝折れが5,717本にも及ぶ被害が発生した。
- 啓開作業を実施すべき道路が多い場合の優先順位について、考え方の整理が必要である。

(主な改善策)

- 作業の優先順位について、従来の緊急輸送道路や孤立集落の解消に資する道路に加え、ライフライン（電気・通信・ガス・水道等）の復旧や維持のために必要な道路についても、優先順位の検討を行う。
- 街路樹の倒木の予防対策として、危険木の点検・パトロール等に取り組むほか、根がしっかりと張る土壌改良等の技術や、樹木が受ける風の影響をより軽減するような剪定手法等について、造園業者等とともに研究していく。
- 一時的に多数の倒木が発生した場合等には、処分場の処理能力を超えてしまうことがあるため、倒木を一時的に保管する場所について検討する。

(12) 風害対策について

ア 災害発生に備えた事前準備について

- (ア) 各施設管理者等が行う、飛散の恐れのある物や、倒木の恐れのある樹木についての事前対策に課題があった。
- (イ) 市民に対して、被害の軽減を図るための台風情報の提供や事前対策の啓発等が十分ではなかった。
- (ウ) 市民を対象としたイベント等について、中止又は延期を判断するための基準や統一した考え方がない。

イ 連絡手段の確保について

- (ア) 山間地域における情報通信施設については、強風及びそれに伴う倒木等による被害を受ける可能性が高いが、電話、インターネット等が使用できない場合の代替手段がない。また、被害情報の収集及び復旧作業の際には、通信事業者や地域住民等との連携が不可欠である。
- (イ) 停電、電話不通により、119番通報ができない地域、世帯が発生した。

ウ 公共施設の被害について

公共施設において、適切な時期に改修が実施されていないことから劣化が進行し、強風に端を発した被害が発生した。

エ 避難勧告等の発令について

風に対する避難勧告等の発令基準を定めていないため、本市からこれに基づく避難勧告等を発令することができなかった。

オ 倒木被害について

これまでは、倒木に対する事前対応として、森林組合と建設部が合同で山間部の危険木のパトロールを行い、地権者及び占有者への措置依頼や、広報誌による啓発を行ってきたが、今回の台風では、(パトロールの対象とならない)健全な人工林等を含む大規模な倒木被害が発生し、公道沿い等の市民生活に大きな影響を及ぼす箇所での被害も目立った。

(主な改善策)

ア 災害発生に備えた事前準備について

- 各施設管理者等は、飛散する恐れのある物については固定又は収納し、樹木の管理については、日頃から、剪定や伐採等、台風による暴風を想定した対策を講じておく。
- 京都地方気象台等が発表する気象情報（台風情報）をあらゆる手段で市民に提供するとともに、「自分ごと」として事前対策していただけるよう、積極的な広報に努める。
- 市民等を対象としたイベント等の中止又は延期の判断については、実施局区等において、企画段階からその内容や対象者、開催場所等を考慮しつつ、中止又は延期とする判断基準をあらかじめ定めておき、事前に周知を図ることを徹底する。

イ 連絡手段の確保について

- 山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないよう、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。（再掲）

また、停電時における関係機関や地域住民等との連絡方法・手段について、平時から確認しておくことを徹底する。

ウ 公共施設の被害について

- 各公共施設を所管している所属等において、「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、劣化状況を適切に把握するとともに、必要な予算確保を図り、状況に応じた計画的な修繕等を行う。

エ 避難勧告等の発令について

- 平成 30 年台風第 24 号接近時における臨時的対応（強風による倒木等によって孤立する可能性がある山間部の地域を対象に、風が強まる前に指定緊急避難場所等 25 箇所を開設した後、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令）等を検証し、「風害」に対する避難勧告の発令等に関する基準を定める。

オ 倒木被害について

- 産業観光局、建設局、関係区役所等の連携による「森林倒木被害に係る庁内会議」や、新たに設置した有識者会議において、森林倒木被害の復旧手法や、倒木地における森林再生の在り方等について、検討を行う。

(13) 停電対応（関西電力との連携等）について

ア 停電の早期復旧について

- (ア) 地域と土木事務所が一丸となり、関西電力と連携して、倒木の除去等、道路の通行止めの解消に向けて全力で取り組み、復旧作業の迅速化に全面的に協力を行ったが、電線への倒木の除去等、電力事業者でなければ対処できない箇所が多く、その対応に時間を要したことが復旧遅延の一因となった。
- (イ) 停電復旧に当たり、関西電力とは、同社から市災害対策本部にリエゾン（情報連絡

員)が派遣される等、情報共有に努めたが、N T T西日本等の他のライフライン関連機関とは不十分であり、それが一部地域において停電長期化の一因となった。(再掲)

イ 市民への情報提供、市民対応について

- (ア) 関西電力における停電情報システムのダウンにより、同社自身が正確な状況を全く把握できない状態が長期間継続し、本市への正確な情報提供もなされない状態が続いた。加えて、市災害対策本部及び区・支所災害対策本部から関西電力に対して、再三にわたり問い合わせを行ったが、同社からは、停電状況や復旧の見通し等の情報提供がなかったり、同社の問い合わせ受付電話の不通状態が続いたことなどから、市民の問い合わせに対して、十分な情報提供ができず、停電に加えて、復旧の見通しが立たない事態となった。その結果、市災害対策本部及び区・支所災害対策本部にも停電に関する問い合わせや苦情が殺到し、災害活動体制に混乱が生じる事態となった。(再掲)
- (イ) 関西電力の停電情報システムで提供される情報(住所・軒数)が実情と乖離しており、正確性を欠いていた。
- (ウ) 停電時、テレビやインターネット等のメディアを利用できない場合の、特に山間部における広報の方法等について検討する必要がある。
- (エ) 山間部の停電が長期化する地域に対して、関西電力がポータブル発電機の貸与を実施する際には、本市が各地域の具体的ニーズの把握、調整を行う等、連携して取り組んだが、対応の初動までに4日間を要した。
- (オ) 停電時における非常用発電機の配備等、災害時応援協定締結事業者との事前協議、準備が十分ではなかった。(再掲)

ウ 関西電力社内における情報共有について

関西電力社内での情報伝達と共有に問題があったことに起因し、同社から“本市による道路啓開作業の遅延が原因で山間部の停電が長期化している”との誤った情報が報道機関に伝えられ、経済産業省にも報告されたことから、大きな混乱を招いた。

(主な改善策)

- 関西電力が「台風21号対応検証委員会報告」において、『①停電の早期復旧』、『②お客様対応』、『③自治体との連携』の3つの観点から示した改善策の迅速、着実な実施はもとより、引き続き、更なる対策の強化や社内連携体制の強化について、強く要請していく。本市としても、関係機関と連携し、復旧及び情報提供等の停電対応体制の強化を図る。(再掲)

(参考) 関西電力「台風 21 号対応検証委員会報告」の概要 (平成 30 年 12 月 13 日発表)

平成 30 年 9 月 14 日, 関西電力(株)社内に「台風 21 号対応検証委員会」を設置し, 自社による台風 21 号への対応の検証を通じて, 今後の大規模災害時に, よりの確で盤石な対応を図るため, 対応全般に係る課題の抽出, 改善策の検討を実施。①「停電の早期復旧」, ②「お客さま対応」, ③「自治体との連携」の 3 つの観点から課題を抽出したうえで, 対策を取りまとめた。

○検証課題と対策の方向性 (抜粋)

① 停電の早期復旧

主な課題, 問題点	対策の方向性
被害全容の把握に時間を要し, 復旧見通しを具体的に提示できなかったうえ, 復旧に時間を要した。	設備被害の把握を迅速に実施したうえで, 復旧見通しを早期にお示しする。体制の機動的増強等を行うとともに, 自治体との連携を強化し, 自然災害時の早期復旧を目指す。
① 被害全容の把握に時間を要した。	① 被害全容の早期把握に向けた体制整備と調査方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査班の早期増強 ・ 設備被害情報の効率的収集方法の確立 ・ ドローン等の新技術の活用 ・ 自動で把握できない停電情報の効率的収集方法の確立
② 停電状況と復旧見通しの情報提供に時間を要した。	② 停電情報を収集するシステムの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量データ処理 ・ システム停止時の運用フロー明確化 ・ 停電情報 (住所・軒数) の精度向上 ・ 復旧目安の早期集約方法の確立
③ 被害規模が大きく停電復旧に時間を要した。	③- I 広域応援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内 (エリア、部門) ・ 社外 (他電力会社、関係会社、他企業) ③- II 被害抑制に向けた取組みの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散物防止注意喚起の実施 ・ 地域に応じた設備形成方法の検討
④ 障害物・土砂崩れ等により停電復旧に長期間を要した。	④ 障害物・土砂崩れ箇所等の対応方法の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体との早期連携に向けた事前協議 ・ 自社での障害物除去方法の検討 (重機導入を含む)

② お客さま対応

主な課題、問題点	対策の方向性
<p>コールセンターに電話が繋がりにくい状況に加えお客さまに停電状況を適時的確に情報発信することができず、当社の停電対応への不満・不安につながった。</p> <p>① お客さまに停電状況や復旧見通しを十分に情報発信することができず、更なる問合せの増加につながった。</p> <p>② コールセンターの対応能力をこえる入電があったため、長期間にわたり、電話が繋がりにくい状況となった。</p> <p>③ 主な問い合わせ窓口がコールセンターしかなかった。</p>	<p>コールセンターの受付機能強化とともに、それ以外の受付チャネルを拡大し、お客さまの当社へのコンタクト機会を増やす。</p> <p>また、お客さまに、よりご安心いただけるよう、プレス発表、ホームページ、SNS等を活用したわかりやすく丁寧な情報発信を行う。</p> <p>① 停電状況・復旧見通しに関する情報発信の強化〔停電状況・復旧見通し〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電状況、復旧見通しについて、都度、プレス発表やホームページ・SNSで情報発信を実施 ・ Lアラートを活用した情報発信ルートの多様化〔注意喚起〕 ・ 台風襲来前に、プレス（新聞・テレビに加えてラジオにも）へ注意喚起（公衆災害防止に加え、飛来物防止、家庭での停電への備え）の協力を依頼。併せて、ホームページ・SNSでも情報発信 ・ ラジオCMに加え、被害状況や復旧時期に応じて、TVCM・新聞広告での注意喚起の実施を検討 <p>② コールセンターの受付機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送配電要件に特化したコールセンターの増設 ・ 他電力との連携による相互応援の実施 <p>③ コールセンター以外の非常時受付機能の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等、自動で把握できない停電申込受付フォームの開設 ・ 当社設備の被害情報などの情報収集フォームの開設

③ 自治体との連携

主な課題、問題点	対策の方向性
<p>自治体に対して、正確・迅速な内外の情報連携ができなかったことにより、自治体における的確な防災施策の実施・住民への情報提供と支援に支障を来たこととなった。</p> <p>① 大規模停電において停電状況や復旧見通しを自治体に的確に提供できなかった。</p>	<p>平時から、災害時の具体的な活動を意識した内外の情報連携を強化するとともに、災害時には、自治体のご協力を得ながら、停電の早期復旧と、住民への的確な情報提供ができる体制を構築する。</p> <p>① 大規模停電時の自治体への情報提供方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体のご要望に応じたより正確な停電情報の提供 ・ 復旧見通し・停電復旧状況に関するきめ細かな情報提供

② 停電の早期復旧、長期停電時の支援に関する平時からの具体的な情報連携が十分でなかった。

③ 災害時の通信手段等を含む情報連絡体制が不十分であり、必要な情報共有を図ることができなかった。

② 停電の早期復旧に向けた事前連携の充実・強化

- ・ 停電復旧作業を妨げる障害物除去に関する事前協議
- ・ 自治体の把握されている優先復旧施設に関する事前協議（情報共有・自衛措置（自家発電等）に関する連携）
- ・ 当社および自治体の住民への情報連絡手段を活用した、停電・復旧状況の周知に関する協議
- ・ 停電の長期化のおそれのある地域でのポータブル発電機の貸し出し・役割分担に関する整理

③ 災害時の情報連絡体制の確立、強化

- ・ 災害時の電話等での連絡先の事前相互確認
- ・ 広範囲の停電が継続するような場合には、自治体の対策本部に社員を派遣する等、さらなる情報連携の強化

(14) その他

- 国及び京都府の「被災者生活再建支援制度」は、住宅等の一部損壊を対象としていないことから、本市独自の制度として、住宅の一部損壊を対象とした制度拡充を行っている。これにより、台風第21号では、住家被害の多くが一部破損等であったことから、本市の財政負担が大きくなっている。
- 道路、河川、公園、学校施設等の公共施設、文化財の復旧など、台風第21号における災害復旧経費は、その全てが国の補助制度の適用が受けられるわけではなく、本市の財政負担が増大している。

(改善策)

- 国及び京都府の「被災者生活再建支援制度」については、一部損壊も適用対象とするなど、国及び京都府に対し、あらゆる機会を通じて、市民目線での制度の拡充を強く求めていく。
- 災害復旧等に係る経費については、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を国、京都府等に対して要望する。

第3 まとめ

「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年7月豪雨」における本市の災害対応に係る総括」において、「災害対応に100%はない」とのまとめを行ったが、台風第21号での「暴風」による大規模な被害の発生を受け、新たな災害対策、対応が必要となった。

先の総括及び今回総括した内容にとどまらず、引き続き、必要な検討及び分析を進め、万全な対策を実施していくことが求められる。

その一方で、地震及び豪雨に引き続き、今回の台風においても尊い人命が失われる被害はなかった。これは、「暴風」に対する避難勧告の発令等に関する基準がない中であっても、各地域における独自の判断によって48箇所の自主避難先が開設され、最大181名の市民が避難する等、これまでから取り組んできた市民の自助・共助による自主的な活動の成果でもある。まさに、京都の「レジリエンス」が発揮された事例である。

今後、総括の内容を踏まえた京都市地域防災計画や各種マニュアル等の改訂はもとより、全庁を挙げて、また、地域や関係機関等とより緊密に連携し、オール京都で更なるレジリエンスの向上に努め、災害対応力の強化を図っていくことが肝要である。

引き続き、京都の地域力を結集して、「安心・安全のまち 京都」を推進していく。